



3. 水質検査の実施状況 (採水地点は、別紙 採取地点 参照)

[規4条の5の2第4号ニ及びホ、規4条の7第4号ニ及びホ]

		4月												
地下水の水質検査 ※詳細別紙1	採取を行った日	4月23日												
	結果が得られた日	5月13日												
	検査結果	良												
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日												
		措置の内容												
地下水のダイオキシン類検査 (1回/年) ※詳細別紙1	採取を行った日													
	結果が得られた日													
	検査結果													
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日												
		措置の内容												
放流水の水質検査 ※詳細別紙2	採取を行った日	4月23日												
	結果が得られた日	5月13日												
	検査結果	良												
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日												
		措置の内容												
放流水のダイオキシン類検査 (1回/年) ※詳細別紙2	採取を行った日													
	結果が得られた日													
	検査結果													
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日												
		措置の内容												

4. 最終処分場残余容量

[規4条の5の2第4号リ、規4条の7第4号リ]

測定日	平成11年3月
残余容量 (m <sup>3</sup> )	埋立終了



別紙 1

1 地下水の水質検査結果

No.	項目	基準値	測定頻度	測定場所	検査結果											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ	年1回	上流												
				下流												
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ	"	上流												
				下流												
18	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ	"	上流												
				下流												
19	チウラム	0.006mg/ℓ	"	上流												
				下流												
20	シマジン	0.003mg/ℓ	"	上流												
				下流												
21	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ	"	上流												
				下流												
22	ベンゼン	0.01mg/ℓ	"	上流												
				下流												
23	セレン	0.01mg/ℓ	"	上流												
				下流												
24	1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ	"	上流												
				下流												
25	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002mg/ℓ	"	上流												
				下流												
26	ダイオキシン類	1pg-TEQ以下	"	上流												
				下流												
27	電気伝導率 (単位; μS/cm)	— μS/cm	月1回	上流	165											
				下流	125											
28	塩化物イオン濃度 (単位; mg/ℓ)	— mg/ℓ	"	上流	10											
				下流	7											

備考 この表に掲げる数値の検定方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法によるものとする。

「不検出」とは、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。





別紙2

2 放流水の水質検査結果

項 目	基 準 値	測定頻度	検査結果													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
39	ベンゼン	0.1mg/l	年1回													
40	セレン及びその化合物	0.1mg/l	〃													
41	1, 4-ジオキサン	0.5mg/l	〃													
42	ほう素及びその化合物	50mg/l	〃													
43	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/l	〃													
44	ダイオキシン類	10pg-TEQ以下	〃													

備考 この表に掲げる数値の検定方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法によるものとする。

「不検出」とは、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。